

2026年度 第1回 地域別総代会議 資料

＜2026年10月20日～11月27日＞

本日の主な内容

- I. 2026年度の上期（4月～9月）振り返り
- II. 意見交流
- III. お知らせその他



4月 野菜BOX産地交流会（たまねぎ収穫体験）を開催 始良市

— 目 次 —

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
1. 2026年度の上期（4月～9月）の振り返りについて・・・・・・・・・・	P. 3
2. 決算概況の報告・付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13

●日程／会場

◇開始時間は10時です（12時終了）。

※オンラインは、午前（10：00～）・午後（14：00～、17：00～）の開催となります。

日程	地域	会場
10月20日(火)	曾於	志布志市文化会館1階多目的室
	指宿	コープ指宿店
	鹿児島市	カクイックス交流センター東棟4階(大3研修室)
	川内さつま	コープ川内店
10月21日(水)	伊佐・湧水	伊佐センター集会室
	鹿児島市	カクイックス交流センター東棟4階(大3研修室)
10月27日(火)	姶良	コープ姶良店
	オンライン	10:00～
10月30日(金)	南薩西	コープかせだ店
11月 2日(月)	鹿児島市	プリンパホール谷山(谷山サザンホール)第1会議室
11月 3日(火・祝)	川内さつま	コープ川内店
11月 4日(水)	姶良	コープ姶良店
11月 5日(木)	鹿児島市	カクイックス交流センター東棟4階(大4研修室)
11月 6日(金)	オンライン	10:00～
		17:00～
11月10日(火)	鹿屋	コープかのや店
	南薩西	コープかせだ店
11月13日(金)	鹿児島市	かしん研修センター
11月14日(土)	オンライン	10:00～
11月17日(火)	日置	コープ伊集院店
	出水	コープ出水店
	離島特販・種子島	中種子町中央公民館
11月19日(木)	鹿児島市	コープ田上店
11月20日(金)	鹿屋	コープかのや店
11月24日(火)	霧島	コープ国分店
11月25日(水)	オンライン	14:00～
11月27日(金)	離島特販・奄美	名瀬公民館
	霧島	コープ国分店

☆はじめに

1. 2026年度第1回地域別総代会議の開催にあたって



- 総代のみなさん、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今回は、2026年度の上期のまとめについての報告を行います。
- また、報告への感想や質問、生協の取り組みに対するご意見など遠慮なく出していただき、理解を深める中から、生協をさらによりよくしていきたいと思っています。

2. 予定進行スケジュール（状況に応じて変更する場合があります。ご了承下さい）

時 間	内 容
10:00~10:07	・出席状況確認 ・開会の挨拶、参加職員紹介
10:07~10:47	・上期の活動や決算について
10:47~10:57	・私たちの声（アンケート）の記入、交流会の説明
10:57~11:47	・グループ交流 ・発表、回答
11:47~12:00	・おすすめ商品説明 ・各事業部からのお知らせ ・第2回地域別総代会議について ・閉会のあいさつ

※開催時間 10:00~12:00

3. 第2回地域別総代会議について

- 2027年 2月8日 ~ 3月9日の期間で開催されます。
- 開催が近づきましたら、ご連絡を差し上げます。
ご出席、よろしくお願いいたします。

4. お知らせ

コープフェスタ2026

あつまれ「かんまちあ」 みんなでGOGOコープへ行こう

開催日時：2026年11月29日（日）10:00 ~ 15:00

会 場：鹿児島市 かんまちあ（鹿児島駅から徒歩）



I. はじめに ～取り巻く情勢

- ① 2026年2月から続く中東情勢の緊張により、燃料費の高騰、食品・日用品の価格上昇、プラスチック製品や包材等の値上げにも影響が及んでいます。また、石油由来原料の不足のため、商品、容器・包装資材、インク等の調達が困難な状況となり、包材（パッケージ）・形態の変更を行い、販売を行った商品もありました。労働力不足の深刻化が企業の人件費増加につながっており、結果として価格転嫁が進み、消費者の生活コスト負担が大きくなっています。節約志向が高まり、特売への需要が増加している傾向も続いています。
- ② 2026年4月～5月にかけてニューヨークにてNPT（核不拡散条約）再検討会議が開催され、生協コープかごしまからも役員を1名派遣しました。ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化、アメリカやロシアなどの対立、イランの核問題をめぐる見解の溝が埋まらず、3回連続で最終文書の採択を断念し、決裂に終わりました。対話継続の重要性のみが共有され、課題が残る結果となっています。
- ③ 日本政府は、国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画（安全保障関連3文書）の年内改定に向けて、4月より有識者会議を開催しています。また、「防衛装備移転3原則」と運用指針を改定し、殺傷・破壊能力を持つ武器の輸出を原則可能にするという戦後最大級の政策転換を決定しました。「いつまでも戦後・いつまでも平和」であり続けるための取り組みが、ますます重要となっています。

II. 2026年度上期（4～9月）の振り返り

1. 組織の成長と事業の到達

	実績	前年比	前年差
組合員数	354,654人	100.7%	2,308人
出資金	124億7,153万円	100.6%	7,184万円

供給高	実績	予算比	前年比
全体	178.4億	101.3%	101.9%
店舗	101.1億	103.0%	103.8%
無店舗	76.6億	99.3%	99.6%

2. 2026年度の活動状況について

2030年ビジョン第2次中期計画（2024年度～2026年度）に基づき、「4つの柱」に沿って取り組みを推進しています。2026年度方針では、2025年度の振り返りをもとに、「コミュニケーションの活性化」「組織基盤作り」「体制確保や生産性の向上」を重視し、併せて、2027年度からはじまる「第3次中期4か年計画作り」にも取り組んでいます。

（1）コミュニケーションの活性化

- ・産直品の安全性確保や生産者との円滑なコミュニケーションを目的として、産地への訪問、農産物の外部機関による残留農薬検査の実施、組合員と生産者との課題解決に向けた意見交換をすすめてきました。また、テナント職員や委託職員ともコミュニケーションを図りながら、相互理解を深め、円滑な事業所運営につなげています。
- ・職場内でのコミュニケーションの活性化に向けて、朝礼や職場会などの集まる場の活用や、日報等を通じた取り組みや組合員の声の共有をすすめています。また、役員会や理事会でも組合員の声の共有をはかり対応状況の確認を行っています。

（2）組織基盤作り

- ・2025年度末に実施した「年度方針動画視聴」のアンケートからはコミュニケーション促進や

目的意識を持って働くことに対する前向きな感想が出されており、一定、年度方針への理解が進んだことが読み取れる状況にあります。

- ・学習会や産地見学、産地交流会に参加された組合員に対して、学んだことや、実感したことを、一人でも多くの方に伝えていただくよう呼びかけを行っています。
- ・商品学習の場への現場職員の参加機会を増やし、学んだことや商品の価値を伝える取り組みの具体化につなげました。

（３）体制確保や生産性の向上

- ・人手不足の解消に向けて、部署間連携による転職フェア対応や、外部人材（スキマバイト）活用による欠員対応を行いました。
- ・外国人雇用に関しては、昨年採用した１人の奮闘ぶりを評価し、新たに産直センターで４人採用することを決め、受け入れの準備をすすめています。
- ・生成ＡＩを活用した本部業務効率化の取り組みでは、外部講師による学習会を継続しつつ、マニュアルの視覚化やアンケートの集計・要約といった実務での試験運用を行いました。これにより、業務作業にかかる時間短縮の実現や業務改善につながる可能性にもつながり、本格導入に向けた検討および準備を進めています。

（４）第３次中期４か年計画作り

- ・２０３０年ビジョンの実現に向け、各事業部から選出された９人の職員が中心となりプロジェクトを立ち上げ「第３次中期計画」の策定を進めています。組合員や職員の声を活用するとともに、組合員理事との直接対話の場を設け、組織の現状や社会情勢を分析しながら課題の整理を図っています。

３．「４つの柱」の取り組み状況

【第１の柱】 地域の組合員・生活者に寄り添った事業経営の成長

（１）「食」を中心にした運動の推進と「食の安心・食品の安全」の取り組み

１）基軸商品「米」「牛乳」「たまご」の利用普及

- ①「米」については、昨年は備蓄米供給開始や米不足・数量制限の影響で需要が伸びたため、今年はその反動もあり、店舗・無店舗ともに昨年と比較して利用が低迷する時期がありました。
- ②「牛乳」については、店舗・無店舗ともに前年を上回る供給を維持しました。特に、「コープかごしま牛乳」は各月で利用が伸び、組合員からの安定した支持が続いています。
- ③「たまご」については、店舗・無店舗ともに前年を上回る供給と利用が継続しました。店舗では昨年よりセール休止を継続していますが、全体の利用点数への影響は見られず、安定した支持を維持しました。無店舗でも高い利用が続き、たまご全体として堅調な推移となりました。

２）商品の価値を学び、広げる取り組み

- ①産地訪問や田植え・稲刈り交流会、産直二者認証委員会などの直接的な交流の場では、異常気象や物価高騰による影響について生産者が苦労している状況や、組合員・職員・生産者で一緒になって課題解決できることはないかなど、意見交換を重ねています。



- ②生産者やメーカーとのコミュニケーションの機会として、「田植え交流会」「野菜ＢＯＸ交流会」「産直梅交流会」「草取り交流会」「稲刈り交流会」等を開催し、いずれの交流会にも多くの組合員の参加がありました。また、産直二者認証委員会では、山口農園（みかん）、沖永良部の喜井農園（じゃがいも、人参）、高山ヨロコビ会の又野さん（みかん）、牧内農園（いちご）、株式会社前田いちご園（いちご）、馬場口農園（ぶどう）、追立農園（大根）、ＪＡさが白石地区蓮根部会特選出荷研究チーム（れんこん）、産直有明とがんまい、産直若鶏、産直牛の認証を行い、いずれも承認されました。

③アメリカの大豆・小麦生産者ボブさんとスコットさんを招いて学習会を開催し、SB&B社の歴史や理念、Non-GMO大豆へのこだわりを直接伺いました。参加者から高い評価が寄せられ、海外生産者との貴重な交流の場となり、遠く離れた生産者の努力と誠実な姿勢によって支えられていることを改めて実感する機会となりました。

④食を中心とした取り組みへの理解を広げる学習活動として、夏休み期間中に鹿児島市内4か所の児童クラブへの出前授業を実施しました。今年は南日本酪農協同㈱、鹿児島県漁業協同組合、鹿児島パールライス㈱に協力を呼びかけ、「牛乳」「カツオ」「米」についての学習と、コープかごしまの取り組みについてお知らせしました。



今年も親子で来鹿いただいたボブさん（右）とスコットさん



⑤店舗では毎月1日・15日の「くらし応援コープの日」に合わせて、新聞折込み、テレビCM、アプリ、LINE等、様々な媒体を活用しながら「食の安心・食品の安全」の取り組みをお知らせしています。「生協品質」として提案する商品については、無店舗事業や、機関紙「まい・こーぷ」と連動した取り組みとして位置づけるなど、一体感のある訴求を行いました。

⑥無店舗では、「かごんまーとプラス」を中心に商品の価値を伝える紙面を展開し、支持拡大に努めました。県産品のいつもくん推進の一環として、5月のボブさん・スコットさんの学習会に職員9名が参加し、価値を伝える取り組みをすすめました。6月に実施したミートセンター見学と産直若鶏試食会では全事業所から12人が参加し、産直若鶏の特徴や製造工程への理解を深めました。8月1週では、「ボブさんもめん・きぬごし」、9月1週では「産直若鶏モモ肉・ムネ肉」のいつもくん登録訴求を行い、いずれも登録点数の前進につながっています。

⑦機関紙「まい・こーぷ」では「鹿児島産豚肉のスライスロースハム」「田舎麦みそ」「コープサステナブル」「smile ring（スマイルリング）緑茶ティーバッグ」「産直米」「種子島バター」の特集を組みました。コープヌードル・種子島バターに関してはここ数年掲載がなく、「知らなかった」といった声もいただいています。また、8月号の「産直米」の掲載では、表紙のお子さんが真剣に田植えをしている様子が、多くの反響を呼びました。



3) 品質保証の取り組み

①年間計画に基づく店舗衛生点検の取り組みを、HACCPの考え方を取り入れながら実施しました。6月から7月の店舗衛生月間ではeラーニングでの教育と、その実践検証として8月に「めざせ！手洗いマイスター！手洗いスキルアップ選手権」を実施し、305人の参加でルール通りの手洗いができていることを確認しました。

②商品微生物モニタリング検査を実施しました。検体数は1,778検体、検査項目は8,077項目、検体内訳概略は産直C490件、PB商品82件、店舗加工品286件、その他収去品209件、たまご24件、鶏刺22件、新商品236件、器具ふき取り検査429件で、検査結果は問題ないレベルでした。

③産直商品の出荷前残留農薬検査は、産直人参(喜井農園)、産直紅甘夏(浜崎農園)、産直じゃがい

も(ながさき南部生産組合)、産直ミニトマト (JA 鹿児島きもつきミニトマト部会)、産直南高梅(JA 北さつまうめ部会)、産直甘夏みかん(浜崎農園)、産直小松菜(松崎農園)、産直ふかねぎ(ドリームファーム)、産直れんこん(JA さが白石)、産直巨峰ぶどう(馬場口農園)、産直グリーンハウスミカン(又野さん)、産直オクラ(杉村農園)、産直たまねぎ(JA そらち)、極早生みかん(又野さん)、産直みかん(日高農園)を対象に実施し、いずれも基準外はありませんでした。

(2) 組合員のくらしに寄り添った事業展開

1) 店舗事業

- ①仲間づくりは、予算計画比120.3%(前年比99.0%)と、目標を大きく上回る結果となりました。推進にあたっては、レジ・カウンターでの未加入者への声かけや、店内放送の実施、新規加入者向けに「今だけプレゼント」企画の継続など、取り組みを強化しました。仲間づくりの推進と並行して来店者を増やす取り組みを継続し、来店者は予算比99.9%(前年比100.9%)の到達となっています。
- ②物価高騰への家計応援を目的として、3月～5月に「くらし応援全国キャンペーン」を実施しました。続いて、7月2日～7月15日には、コープ商品の良さ・価値を広く伝える企画として「ラブコープキャンペーン」を展開しました。また、生鮮部門を起点に商品提案力の向上をめざし、4月に「トマトフェス」、8月に「肉フェス」を実施しました。部門横断での提案により、店内各所で「トマト」「お肉」をテーマにした商品展開を行うことができました。
- ③コープマネーの利用は、利用者率30.5%、利用額率31.0%となっています。コープマネーを中心としたキャッシュレス化の促進と、業務効率の改善を目的に、毎月5日と15日を「チャージプレミアム2倍の日」、25日を「チャージプレミアム5倍の日」として、継続的に取り組みを行いました。
- ④乗用車のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が増加している状況を踏まえ、組合員が安心して買い物できる環境づくりを目的として、南谷山店、田上店、西陵店、吉野店、荒田店、玉竜店、川内店、指宿店、しづし店、国分店、始良店、出水店へ「バリカー(車止め用の柵)」を設置しました。
- ⑤人手不足への対応や生産性向上をめざし、業務改善に向けた仕組みづくりを進めました。下期に導入を予定している「フルセルフレジ」や「電子棚札」については、コープ九州事業連合と定期的な協議の場を設けながら、計画的に準備を進めています。



12店舗にバリカーを設置

2) 無店舗事業

- ①カタログ配付者数予算比98.2%(前年比98.3%)、利用者数予算比98.7%(前年比98.4%)と予算・前年を超えられていませんが、一人当たり利用金額が前年比101.4%と伸長しており、供給高の伸びにつながっています。
- ②仲間づくりは予算比95.6%(前年比102.4%)と予算には届いていないものの、前年を上回って推移しています。すこやかふれあいフェスタやリトルママフェスタ、川内地域でのわくわく知育あそびフェスタなど、様々な地域・店舗・子育てのイベントへ積極的に参加し、無店舗事業の認知拡大に取り組みました。Web加入者数は572人(前年差△19人)と9月まで累計では前年を下回っていますが、SNSを活用したWeb広告の配信強化にも取り組んだことで、7月以降は前年比+27人となり、前年を上回る加入者数で推移しています。
- ③店舗感謝祭・誕生祭でブース出展し、無店舗の配達利用を案内しました。また、かのや店リニューアル休業にあわせ、日頃かのや店を利用している組合員のお困りごとの解消を目的に、無店舗配達案内を強化しました。DMの送付や店内での案内を中心に、店舗受け取りステーションや個別配達など、組合員の生活スタイルに合った利用方法を案内しました。
- ④夏季期間における現場の負荷軽減と仲間づくりの後押しの目的で、後方支援施策の強化を図りました。8～9月の期間中の成約者については、「いつもくん」への登録を条件に8週間の個配手数料を無料とし、配達を利用しやすくする施策を実施しました。また、休止者約2,000人へ利用を休止した理由をお聞きするDMを発送し、100人の組合員から声を聞くことができ、72人の方が利用再開となりました。

3) 共済事業、福祉事業、買物支援の取り組み

①共済事業については、9月末時点のたすけあい共済契約件数は97,045件で、多くの組合員への保障分野でのお役立ちを継続しています。共済金支払いは累計14,037件、7億9,176万円となりました。「ジュニア1000円コースお誕生日前申し込み」は累計1,054件の受付となっており、組合員への案内をすすめています。「100か月CO・OP」についても、展開に向けた準備を行っています。

②店舗に於ける共済推進上の組合員案内の質向上に向けて、指宿店・国分店・始良店・出水店をモデル店舗として取り組みをすすめています。加入者1,000万人感謝キャンペーンやぬりえ企画などを通じて組合員との接点づくりをすすめるとともに、「お誕生日前申し込み」制度の普及や共済の価値発信に取り組みました。また、職員向けの「想いの学習」を実施し、組合員へのお役立ちや共済の役割について理解を深める機会となりました。

③福祉事業では、デイサービス田上にしほろを支える会の活動を継続するとともに、本部職員向けの福祉（介護）学習会を実施し福祉事業への理解促進をすすめました。通所介護事業は利用者の新規受入れや利用再開に取り組み、収入面は前年を上回る実績で推移。また、居宅介護支援、訪問介護、通所介護の各事業において、医療機関や関係機関との連携をすすめながら利用者の在宅生活継続を支援するとともに、感染症対策や災害対応を含む職員研修を実施し、サービス品質の向上に取り組みしました。

④買物支援活動では、店舗ふれあい便登録者数が4,138人となり、多くの組合員の買物を支える取り組みとなっています。移動店舗は川内地区を中心に利用拡大が続き、買物送迎についても吉野店、西陵店、かせだ店に加え、伊集院店での運行を開始しました。また、加世田地区でのお弁当宅配や阿久根市での公民館配達など、新たな地域ニーズへの対応もすすめています。行政や社会福祉協議会との連携も広がり、地域の見守りやくらし支援につながる取り組みとして評価されています。

⑤店舗、無店舗、共済、広報に所属する職員参加による総合利用推進の協議を継続するとともに、大隅・加世田・県央・日置の各調整会において地域状況や取り組み状況の共有をすすめました。買物支援活動や共済活動など組合員へのお役立ちにつながる実践交流や学習をすすめながら、事業横断での連携強化に取り組みしました。



加入者1,000万人
感謝キャンペーン



羽島ふいやんせ市場への
品揃え支援

【第2の柱】 組合員の参加・参画のひろがり職員とのやりがいと希望づくり

(1) 組合員の参加・参画のひろがりづくり

1) 機関会議への組合員参加の状況

①第3回地域別総代会議は、総代数540人に対して、実出席333人、オンライン出席36人の参加（出席率68%）がありました。意見、質問、要望など約340件の「総代の声」が出され、その声をもとに、通常総代会議案への補足・補強が行われました。

②6月に開催した第55回通常総代会には、総代539人中、実出席223人、書面出席310人、委任出席1人の計534人の出席で6つの議案すべてが承認されました。また、第55回通常総代会を以って、第29期理事会体制がスタートしました。

③総代選挙については、7月1日に公示を行ない、8月7日の締め切りまでに各エリア過不足も無く550人の総代が選出されました。うち、新任総代は95人となっており、9月には総代オリエンテーションを実施しました。



第55回通常総代会（宝山ホールにて）

2) 組合員活動への参加、組合員活動と連動した声の実現

①組合員組織については、計91組織（前年比95.8%）、708人（前年比102.6%）の参加につながっています。学習会は69会場（前年比107.8%）の開催で、1,017人（前

年比121.7%の参加があり、産地工場見学は9組織（前年比81.8%）、226人（前年比84.3%）の参加となっています。

- ②7月から9月末にかけて、「あつまるひろば」「きままにひろば」の2つの方法で「コープひろば」を開催しました。今年度は事前に学習を重ねた本部職員が会場参加し、紙芝居を活用しながら2026年度方針の報告を行いました。また、参加された組合員や主催する事業所職員と「食」や「憲法」を中心に、交流を深める場にもなっています。
- ③第二期特派員「コープひろめ隊」の募集を行い、10人の方に参加いただいています。4月末に募集を開始し、9月までに26件の記事を公開、403件の“いいね”をいただいています。今年度は昨年課題だったフォロー体制を強化しながら取り組みを進めています。
- ④大隅スタンプラリーでは、4月は「産直早期米有明の田植え交流会」、5月は「しぶし夏そば花見交流会」、7月は「紅茶交流会」を開催しました。さつま産直委員会では、4月は初の試みとして始良市の野菜BOX交流会に参加し、5月は3年ぶりとなる「南高梅収穫交流会」を開催、7月は「さつま雪もち草取り交流会」へ参加、8月は「絵手紙教室」を開催するなど、いずれも生産者との交流を深めています。
- ⑤くらしの助け合いの会は、コーディネーター不足を補うために養成講座を開催し3人増につながりました。また、多くの要望に応えるために4月より謝礼（利用料金）の変更を行いました。コープ共済連の補助による健康づくり支援企画「よかよかひろば」（介護予防教室）は、城西、紫原、西陵、南谷山、吉野に加え、玉竜店での開催がスタートしました。
- ⑥子育てひろばでは、8月に親子夏祭りやバター作り体験を実施するなど、各ひろばで季節に応じた企画の工夫が見られました。コープ紫原店・コープ川内店の2店舗では「鹿児島子ども研究センター」の協力で、保護者を対象とした教育相談を定期開催しました。
- ⑦文化鑑賞会『まい・夢』は25周年を迎え、より多くの方に『まい・夢』の魅力を知ってもらい、気軽に参加してもらえるように、今年度は入会金を無料としています。6月に開催した総会には41人の参加があり、開会前に開催した辛島ゆきさんによる薩摩琵琶と前川亮さんによる天吹（てんぷく）のミニコンサートでは、鹿児島の伝承楽器である事などの解説もあり、70人の参加で生の演奏を楽しみました。また、特別鑑賞券（税込3,000円）も準備した8月開催の第81回例会「前橋汀子ヴァイオリンリサイタル」では一般の方にも呼び掛けを行い、当日は会員421人・特別鑑賞券107人計528人が前橋さんの力強い演奏とマルディロシアンさんのピアノとのハーモニーを楽しみました。
- ⑧10月23日に予定しているコープかのや店リニューアルオープンに向けて、組合員の意見・要望を広く聞く取り組みを進めました。また、地域の組合員が、商品や買い物を通じて感じていることを共有する場として「コープかのや店をよくする会（リノベかのや）」を4月より6回開催し、買い場視察を通じた意見交換等を行いました。
- ⑨商品の開発改善は「おせち」「クリスマスケーキ」「うんまかしそ昆布・ごま昆布」「小判さつま揚げ」について、それぞれ開発改善委員会を設置してすすめました。おせちは、試食を通じて見た目・味・詰合せ内容について意見交換を行い、鹿児島県産と国内産原料を多く使用して素材にこだわった内容となりました。クリスマスケーキは、見た目・味などについて組合員の意見を取り入れながら改善をすすめ、自信をもっておすすめできるケーキに仕上がりました。自分でデコレーションも楽しんでほしい思いをカタログでも伝えます。また、「うんまかしそ昆布・ごま昆布」は旧PB商品に近い味・食感を目指しながら開発をすすめ、メーカーの思いに触れることで商品の価値を改めて確認しました。「小判さつま揚げ」についても、食べ比べや見た目、ラベルデザイン



前橋さんの力強い演奏に圧倒されました



小判さつま揚げ開発改善

などについて意見を出し合いながらすすめています。

- ⑩店舗では、日常的な会話活動や、各店舗の日報の内容を共有する取り組みを通じて、商品の品揃えや表示などの改善に取り組みました。また、組合員から寄せられたご意見・ご要望の声をもとに実施した改善内容について「組合員の声」としてポスターにまとめ、店内で周知する取り組みを進めました。
- ⑪通常総代会にて、離島の総代から離島特販運賃基金に対する感謝の気持ちが伝えられ、通常総代会終了後、会場内にて多くの支援の気持ち（25,699円）が寄せられました。今年度1回目の配達基本料金（99円）還元を7月に実施し、同時に離島特販運賃基金の登録者へお礼のチラシを配布しました。

（2）職員のやりがいと希望が持てる組織づくり

1）採用、職員育成、研修等

- ①2026年度新卒採用（大卒女性1人、高校卒男性1人）については、いずれも無店舗事業配属となり、配達を通じた成長ぶりが報告されています。2027年度新卒採用については、大学・短大・専門学校の内定者は7名となっています。
- ②本部を中心にスキルを重視した採用を進め、派遣会社と連携したマッチング（一定期間就業後に生協コープかごしまへの就職・採用を決める）から本採用に繋がっています。また、採用ホームページでの求人や各種Web媒体の活用に加え、人事部独自のInstagramの活用もはじめました。外部アドバイザーを活用した募集では実験も含めて期間を決めての取り組みを行い、応募数の増加につながっています。
- ③2025年度新卒者を対象とした1年目フォロー研修を実施しました。2026年度入協者については入協時研修の実施と、3か月フォロー研修では通常総代会にも参加しました。
- ④未来を担う人材育成に向けた新たな取り組みとして「つぐみの会」（未来を担うリーダー学びの会）をスタートしました。対象者は6人で全6回の研修を通じて、理念・経営数値・マネジメント・平和の取り組みを学び、JA鹿児島県経済連の職員との交流なども予定しています。
- ⑤店舗では、接客対応改善の指導をいただいている外部講師「株式会社チェッカーサポート」による研修を実施しました。組合員に「また、ご来店いただきたい」と言ってもらえるように、各店舗が策定した目標の達成に向けて、継続して接客対応の改善に取り組むことを確認しています。
- ⑥店舗事業の若手職員を中心とした「店舗基礎セミナー」を、8人の職員が受講しています。店舗運営の基礎知識の学習や競合店視察を実施し、得られた気づきや学びをもとに、自店舗での「買い場作り」や「商品陳列」の実践へとつなげています。
- ⑦無店舗ではグループマネジャー14人を対象に、第1回グループマネジャー研修を開催しました。研修では、講演およびグループワークを通じて「承認」による内発的動機付けについて学びました。講演では、自ら挑戦し続ける姿勢や前向きな考え方に触れ、日々のマネジメントや職員一人ひとりの主体性を引き出すための関わりを考える機会となりました。



2）働きやすい環境、風通しの良い職場環境づくり

- ①無店舗では、7月に熱中症疑義案件が8件発生したものの、8月以降は発生を抑えることができました。体調管理の啓発を強めるとともに、追加の熱中症対策として、ハーフパンツ着用、経口補水液の事業所常備、空調服の貸与範囲拡充を実施しました。また、空調設備付きトラックを試験導入し、庫内温度の低下や職員の体感面で効果を確認しています。
- ②日々のさまざまな取り組みに光をあてる事を目的とした新たな表彰制度（ベストスマイルアワード）の運用をスタートしました。四半期ごとに、各事業所から選出された最も優れた事例を共有します。7月の全事業所長会ではその中から3つの事例が職員より報告されました。
- ③無店舗では、活動日報を活用し、日々の取り組みに目を向けながら、互いの工夫や行動を認め

合い、工夫を称え合う風土づくりを進めています。無店舗事業本部ニュース「ワンアクション」では、各事業所の好事例を紹介し、全事業所への共有を図っています。

- ④くらし支援部では、地域福祉支援課ニュース「結」および、福祉事業課ニュース「結」を継続して発行し、買物支援活動や福祉事業の実践事例、職員の活躍や表彰事例などを共有することで、部門を越えた活動理解や職員同士のつながりづくりを図っています。また、共済企画課では職員向けの「想いの学習」を実施し、「お誕生前申し込み制度」を利用した組合員の体験動画を通して、共済がくらしに果たす役割や組合員へのお役立ちについて学びました。



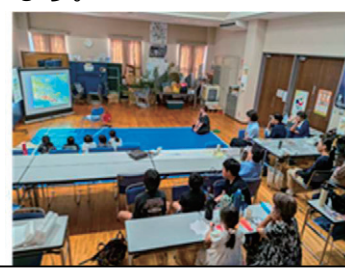
【第3の柱】 協同互助の精神にもとづいた地域とのつながりづくり

(1) 地域とともにすすめる「だれ一人取り残さない地域社会づくり」

- ①自治体訪問については、今年度は店舗やセンター等の事業所がある市町村や、首長が変更になった市町村を対象に調整をすすめており、9月末時点で4市への訪問が終了しています。2026年度版のサステナビリティレポートを活用しながら、買物支援の取り組みや、災害発生時の取り組み等について意見交換を行っています。
- ②大隅調整会、加世田調整会、県央調整会、日置調整会を継続開催し、各地域の状況共有や事業所間連携をすすめました。また、行政や社会福祉協議会との意見交換を通じて、買物困難者対応などの地域課題について協議するとともに、地域のお役立ち活動の充実に向けた取り組みをすすめました。
- ③買物支援活動では、店舗ふれあい便、移動店舗、買物送迎などを通じて地域住民のくらしを支える取り組みをすすめました。7月からは、ワーカーズ・H I O K I 労働者協同組合との協働により伊集院店での買物送迎を開始したほか、阿久根市での公民館配達や大崎町での移動店舗運行拡大など、行政や社会福祉協議会と連携した取り組みをすすめました。また、移動店舗は川内地区を中心に利用が伸長しており、入来朝陽地区では「朝陽楽しいお買い物クラブ」の活動を継続するなど、買物支援を通じた地域とのつながりづくりをすすめています。



ワーカーズ・H I O K I との買物送迎



朝陽楽しいお買い物クラブでの平和学習

(2) 地域の組織や団体と連携した取り組みの推進

- ①協同組合間提携商品「smile ring (スマイルリング)」の利用拡大に向け、機関紙『まい・こーぷ』7月号にて「緑茶ティーバッグ」を特集し利用拡大につなかりました。また、8月には新品「かごしまミルクバー (安納芋)」を発売し、認知拡大と利用普及を図りました。4月～9月に於ける提携商品の利用実績は、利用点数・供給金額ともに130%～150%と高い伸び率となっています。
- ②2026年11月29日のコープフェスタ開催に向けて、実行委員会での協議をすすめ、名称を「コープフェスタ2026 (にーまるにーろく)」とし、副題を【あつまれ「かんまちあ」みんなで55 (GOGO) コープへ行こう】とすることを決定しま



した。産直生産者との交流を中心に企画を進め、楽しみながら学べる場、コープの魅力を伝える場とすることを確認しています。

- ③鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会と生協コープかごしま・大隅スタンプラリーが連携し、鹿屋市の吾平山稜でうなぎ交流会を実施しました。うなぎの生態について学習し、うなぎの放流体験、うなぎの試食も行いました。参加した組合員親子からは、「夏休みの自由研究にしたい」「うなぎが美味しかった」と声がありました。水産資源保護・行政との繋がりも大切にしていきます。



うなぎ交流会には61人が参加

- ④「NPO法人かごしまこども食堂支援センターたくして」による子ども食堂への新たな支援先として、コープ九州事業連合・株式会社シーエックスカーゴ・始良センターとの協力のもと、無店舗在庫商品の無償譲渡を7月より開始しました。荒田店での学習支援は、昨年に続き鹿児島大学ボランティアサークルFreeSpotと協力して取り組みました。
- ⑤コープかせだ店組合員集會室を使った「おゆずり会」を、地域の任意団体「べるふえ」と連携して開催しました。子育て用品を収集する機能を担う店舗受取班には、事前に段ボール箱20箱以上もの衣類やおもちゃ類が集まり、イベント当日は無料開放・無料譲渡とあって、48組の来場でにぎわいました。
- ⑥鹿児島医療生協・新日本婦人の会・年金者組合・生協コープかごしまの4団体による実行委員会での検討を経て、8月28日に「第39回鹿児島県高齢期を考えるつどい」を開催しました。当日は246人の来場がありました。
- ⑦指宿商業高校のICP課題研究授業における「地域貢献」をテーマとした取り組みが3年目を迎えました。生協の事業内容や取り組みについて理解を深めながら、19人の生徒たちが考えた地域貢献に向けたアイデアを出し合い、今後生協がサポート可能な取り組みを具体化し、生徒主体で取り組みを進めていく計画です。
- ⑧鹿児島県生協連や鹿児島県協同組合協議会(KJC)と連携して、鹿児島大学農学部3年生を対象にした「協同組合を知ろう」講座(受講生35人)に講師対応しました。6月1日に「生協とは」を、6月8日は「コープかごしまの買い物支援等の取り組みのご案内」の講義を行いました。また、7月11日にはコープ国分店の見学を通じて、コープ商品や産直などのこだわりを説明するなど、生協についてほとんど知識の無い大学生に生協を知ってもらう機会になりました。
- ⑨福祉事業では、鹿児島医療生協、福祉生協むぎのめと継続して三者協議会を開催し、介護職員初任者研修を9月より開講しました。また、感染対策や介護人材育成に関する学習・交流を継続し、地域の介護人材育成や福祉サービス向上に向けた連携をすすめています。
- ⑩令和8年熊本地震の発生により、影響を受けた生協くまもとのからの支援要請を受けて、店舗支援、配達支援のための職員派遣を行いました。また、コープ共済連からの要請に応え、契約者訪問活動のための職員派遣を行いました。この地震の発生を機に、緊急地震速報や恐怖を感じる地震による揺れが起きた場合の「身を守る行動」の基本規定の見直しを進めています。



指宿商業高校での出前授業の様子

【第4の柱】 「コープSDGs行動宣言」の活動のさらなる推進

- ①食品リサイクル率は80.5%の実績で、目標の80%を超える水準を維持しています。新たな取り組みとして、ミートセンターにて商品の加工過程で出る「豚脂(とんし)」を、県内取引先が製造する「志布志湾ほうれん草生ぎょうざ」の原料として活用する取り組みを開始しました。
- ②ボトルスカッシュをコープ玉竜店、コープ指宿店、コープ伊集院店に設置し、設置数は累計で17店舗となりました。4月～9月までの回収本数は436,645本となっています。トレイの水平リサイクルの取り組みについては、現場での作業負担、リサイクルスペースの確保が課題となっており、引き続きの協議が必要な状況です。
- ③廃食用油の回収は、県内18店舗の惣菜部門の廃油、組合員による持ち込み、県内の廃油提供協力業者6社となっており、回収量は前年と比較して約3,500ℓ増えています。25年度に開発した「家庭用アルカリ洗浄剤グリボン」の4月からの販売本数は48本と厳しい動きです



玉竜店は階段前に設置

が、今後、無店舗カタログで案内するなど調整を進めています。

- ④平和の取り組みでは、「6. 17平和のつどい」を6月14日（日）に1日企画として開催しました。午前の部は長崎平和の旅や沖縄戦跡・基地めぐりの参加者報告や、昨年の平和フェスで好評だったユニかご（ユニセフ鹿児島）の報告、NPT再検討会議への参加報告を行いました。午後の部は、生協コープかごしま所蔵の16mm映画の上映や、絵本作りワークショップ、平和の行動・ツールづくり、スタンプラリーなど多彩な企画を実施し、240人の当日参加がありました。



6・17平和のつどい実行委員会

- ⑤「憲法記念日市民のつどい」は、鴨志田祐美弁護士（大崎事件再審弁護団）に「個人の尊厳と憲法 ～大崎事件にみる再審法改正の必要性～」と題して講演いただきました。当日は350人の参加があり、関心の高さが伺えました。9～10月に実施する生協強化月間にあたり、「憲法9条を改憲させない署名運動」の準備を進めました。
- ⑥6月5日の「世界環境デー」に合わせて、店舗では「環境クイズ」に取り組みました。LINEでの参加呼びかけに対して603人、来店参加者885人の参加がありました。クイズの解答に「買い物袋持寄り率」「ろすのん」「グリポン」等を入れるなど、環境負荷削減の取り組みについてのアピールにつなげました。
- ⑦「NPO法人若草会」と連携した里山保全の取り組みは、昨年に続き年間3回企画として4月に募集をおこない、13家族25人の応募がありました。5月23日には11家族29人の参加で1回目の交流会を開催しました。
- ⑧「くすの木自然館」と取り組んでいる、里海の保全活動は、昨年の分散開催から6月から8月にかけての集中募集とし、6月には8人、7月には13人の参加がありました。7月企画「川の生き物観察」では、例年と比較して、見なかった水生生物の数が少なく、環境の変化を目の当たりにする機会となりました。
- ⑨「ワーカーズコープ」による国分店での「フードドライブ」の取り組みを、寄付日・配布日それぞれ1回設定し行いました。また、4月・6月に打ち合わせを行い、活動報告や取り組みの議論も行いました。
- ⑩世界各地で自然災害が相次ぐ中、被災地支援を目的に「ベネズエラ地震募金」「令和8年熊本地震緊急募金」「ネパール土石流 自然災害募金」に取り組みました。



里山をバックに集合写真

4. 法令対応等

- ①労働災害は19件（前年27件）の発生で、前年比較では減少しました。今年度は特に「熱中症」に関する体調不良者の発生状況について即時に報告・共有が行われる体制とし「熱中症」対策の補強、情報提供を行うことで「熱中症」発生の抑制に努めました。また、ろうあんニュースを毎月発行しながら、早期からの熱中症対策紹介、危険マップ作成事業所の紹介、禁煙活動の啓発など、労働災害抑制につなげています。
- ②交通事故・違反の発生状況については、交通事故が37件（前年32件）、交通違反が10件（前年7件）と、事故・違反ともに増加しました。安全運転ニュースを毎月発行し、安全運転に関する啓発を行いました。
- ③「高齢者等の雇用の安定に関する法律」「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、高齢者の雇用状況(定年年齢、定年到達者数、継続雇用等)の報告ならびに障害者の雇用状況の報告を行いました。障害者の実雇用率は6.36%となり、法定雇用率2.7%を達成しています。また、鹿児島県及び、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する「令和8年度鹿児島県 障害者雇用支援・激励大会」にて、「障害者雇用優良事業所」として生協コープかごしまが、「優秀勤労障害者」としてフィッシュセンターの職員1人が、表彰を受けました。
- ④消費者庁より食品表示基準の一部を改訂する案内があり、商品仕様書等の法令に対応した見直しや取引先との情報共有、包材など関係する箇所の修正作業を始めています。単協PB商品の工場点検については、「Cちりめんじゃこ」「Cبوبさんのもめんとうふ」「Cモルト食パン他」「Cとがんまい、産直米」「C麦入りカップ納豆他」「C生芋こんにゃく他」で実施しました。また、組合員開発の年末のおせち料理についても仕様書の点検や食材の検査を始め、製造取引先と製造立ち合い点検の日程調整をすすめました。

貸借対照表

2026年9月30日現在

(資産の部)

(負債・純資産の部)

(金額: 百万円)

科 目	当月末	期首差	前年差
(資産の部)			
流動資産	11,697	2,200	212
現金預金	7,464	829	120
供給未収金	1,982	13	35
商材品	640	196	32
原材料		△ 232	
貯蔵品	4		△ 1
前渡金			0
立替金	13	△ 6	2
前払費用	19	△ 14	0
短期貸付金			
リース投資資産	5	△ 5	0
リース債権	1	△ 1	0
未収金	93	△ 47	△ 3
福祉未収金	23	0	0
仮払金	133	133	6
仮払消費税等	1,335	1,335	21
短期貸倒引当金	△ 20		△ 1
固定資産	11,506	△ 100	11
有形固定資産	10,377	△ 90	62
建物	4,457	4	144
建物減損累計額	△ 151		
建物償却累計額	△ 2,863	△ 207	△ 113
建物付属設備	2,990	43	141
建付減損累計額	△ 113		0
建付償却累計額	△ 2,148		△ 65
構築物	768	4	16
構築減損累計額	△ 6		
構築償却累計額	△ 659		△ 12
機械装置	873		△ 1
機械減損累計額	0		
機械償却累計額	△ 623		△ 52
車両運搬具	9		
車両償却累計額	△ 9		0
器具備品	1,948	20	56
器具減損累計額	0		
器具償却累計額	△ 1,659		△ 54
リース資産	242	46	46
リース減損累計額			
リース償却累計額	△ 69		△ 35
土地	7,392		
建設仮勘定		△ 1	△ 6
無形固定資産	28	0	△ 4
借地権	2		
ソフトウェア	7		△ 4
無形リース資産			
電話加入権	17		
電話加入権			
水道施設利用権			
その他の固定資産	1,101	△ 10	△ 46
関係団体出資金	761		
子会社等株式	8		
長期貸付金			
長期前払費用	44		△ 4
差入保証金計	242	△ 10	△ 19
長期繰延税金資産	22		△ 8
リース投資資産	22		△ 10
リース債権	7		△ 3
長期貸倒引当金	△ 8		0
資産合計	23,204	2,099	224

科 目	当月末	期首差	前年差
(負債の部)			
流動負債	7,203	1,547	83
買掛金	4,066	224	26
短期借入金	400	300	
長期借入金一年	20	△ 30	△ 10
短期リース債務	29	△ 19	4
未払金		△ 12	
未払法人税等		△ 120	
未払消費税等		△ 76	
未払費用	645	△ 94	16
前受金	318	18	31
預り金	131	△ 99	△ 2
賞与引当金	58	△ 70	1
ポイント引当金	4		0
仮受金	△ 13	△ 13	△ 10
仮受消費税等	1,541	1,541	24
固定負債	871	39	△ 61
長期借入金	50		△ 50
長期リース債務	164	42	△ 6
退職給付引当金	368	4	△ 6
役員退慰引当金	30	△ 6	△ 4
長期資産除去債務	141		8
長期預り保証金	108	0	
預り建設協力金	6	△ 1	△ 2
長期前受収益	1		
負債合計	8,074	1,586	21
(純資産の部)			
組合員資本	15,129	512	203
出資金	12,471	530	71
剰余金	2,657	△ 17	131
法定準備金	1,904	100	100
任意積立金	445	423	14
店舗改装・事業所新設等積立金	350	350	50
事業継続リスク対応積立金	50	50	
雇用対策・人事制度改定対応積立金	20	20	△ 10
災害等支援積立金	3	3	3
税効果積立金	31		△ 11
当期末処分剰余	308	△ 540	16
(うち当期剰余金)	57	△ 213	△ 65
純資産合計	15,129	512	203
負債・純資産合計	23,204	2,099	224

注)記載事項については、表示単位未満の端数がある場合はこれを切り捨てています。

損益計算書

自:2026年4月1日
至:2026年9月30日
(単位:百万円)

科 目	金 額	予算差	予算比(%)	前年差	前年比(%)
I. 供給事業					
1 供給高	17,843.2	228.3	101.3	337.2	101.9
2 供給原価	13,653.3	228.3	101.7	214.8	101.6
(1)期首商品棚卸高	677.0			44.9	107.1
(2)仕入高	13,098.2	181.5	101.4	183.3	101.4
(3)仕入費用	518.7	10.4	102.0	19.0	103.8
(4)期末商品棚卸高	640.7			32.4	105.3
供給剰余金	4,189.9	0.0	100.0	122.4	103.0
II. 福祉事業					
1 福祉事業収入	77.3	1.9	102.6	7.0	110.1
2 福祉事業費用	58.8	△ 5.2	91.8	△ 0.3	99.3
福祉剰余金	18.5	7.1	163.4	7.4	167.6
III. 他事業収入					
1 教育文化収入	4.6	0.0	98.3	0.0	101.6
2 配達手数料収入	142.6	△ 5.6	96.2	0.5	100.4
3 不動産賃貸収入	197.5	4.7	102.4	2.2	101.2
4 他受取手数料	57.0	△ 0.7	98.7	△ 2.0	96.6
5 共済受託収入	232.5	6.8	103.0	9.3	104.2
6 その他事業収入	5.6	△ 0.3	94.4	△ 0.4	92.6
他事業収入計	640.0	4.7	100.7	9.8	101.6
事業総剰余金	4,848.5	11.9	100.2	139.7	103.0
IV. 事業経費計	4,902.7	△ 50.1	99.0	155.1	103.3
1. 人件費計	2,779.4	14.4	100.5	83.2	103.1
2. 物件費計	2,123.3	△ 64.6	97.0	71.8	103.5
事業剰余金	△ 54.2	62.0	46.6	△ 15.3	139.4
V. 事業外収益計	127.3	△ 4.6	96.5	△ 44.8	74.0
1. 受取利息	7.7	7.1	1306.6	2.6	152.9
2. 受取配当金	16.2	1.7	112.3	0.6	104.0
3. 雑収入	103.3	△ 13.5	88.4	△ 48.1	68.2
VI. 事業外費用計	14.7	6.1	170.5	3.9	136.3
1. 支払利息	7.0	△ 0.2	96.9	0.0	100.0
2. 雑損失	7.7	6.3	542.8	3.9	202.8
経常剰余金	58.3	51.2	829.4	△ 64.0	47.6
VII. 特別利益計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
VIII. 特別損失計	1.2	1.2	0.0	1.2	0.0
税引前当期剰余金	57.0	50.0	811.5	△ 65.3	46.6
法人税等	-	-	-	-	-
当期剰余金	57.0	50.0	811.5	△ 65.3	46.6

注)記載事項については、表示単位未満の端数がある場合はこれを切捨てしています。

事業経費の明細

自：2026年4月1日
至：2026年9月30日（単位：千円）

科 目	金 額	予算比(%)	前年比(%)	摘 要
1. 人件費				
1 役 員 報 酬	33,021	85.7	101.1	常勤役員の給料・非常勤役員の活動手当です
2 職 員 給 与	723,461	100.0	98.7	一般職員・地域職員に支給する給与・手当です
3 専 任 職 員 給 与	113,073	90.6	102.4	専任フル職員・再雇用職員に支給する給与・手当です
4 定 時 職 員 給 与	1,211,069	100.6	105.1	定時職員・専任パート職員・アルバイトに支給する給与・手当です
5 賞 与	169,518	97.2	102.7	職員に支給する賞与です
6 退 職 給 付 費 用	45,759	104.0	97.7	職員の退職に備え、退職給付債務や年金資産の見込額にもとづく計上です
7 福 利 厚 生 費	309,370	104.5	101.6	社会保険料の負担分・慶弔見舞金・制服・健康診断の費用などです
8 賞与引当繰入額	58,911	100.0	102.4	来年度支給予定の賞与（一時金）の当期負担額です
9 役員退引繰入額	3,741	103.9	103.9	役員の退職給与に備える引当金への当期繰入額です
10 派 遣 人 件 費	111,479	114.5	124.1	派遣労働契約に基づいて支払う派遣委託料です
人 件 費 計	2,779,408	100.5	103.1	人にかかわる経費の合計です
2. 物件費				
11 教 育 文 化 費	40,268	78.7	93.2	組合員の会議運営、教育費用、まいこーぷ、フレンズ活動補助費等です
12 広 報 費	209,959	96.2	95.3	無店舗事業カタログ、テレビ・ラジオ広告、新聞折込チラシ費用等です
13 消 耗 品 費	146,281	94.4	90.7	取得価格20万円未満の業務用消耗品です
14 車 両 運 搬 費	173,109	96.3	99.5	宅配送料、燃料費、修理費、車輛保険料などです
15 貸倒引当繰入額	0	0.0	0.0	貸倒引当金への計上です
16 ポイント引当繰入額	0	0.0	0.0	コープマネープレミアムの期末未使用残高に対する引当金です
17 修 繕 費	26,140	72.5	101.4	建物・器具備品等の修理費用です
18 施 設 管 理 費	108,359	94.4	105.2	器具備品の保守料、清掃、共益費、警備保障費など
19 減 価 償 却 費	207,529	100.0	107.6	償却資産に対する税法で定められた償却金額です
20 地 代 家 賃	170,049	98.6	99.5	店舗・センター・駐車場などの賃借料です
21 リ ー ス 料	53,006	99.3	99.2	共同購入トラック他車輛、器具備品などのリース料です
22 水 道 光 熱 費	209,919	99.4	99.4	電気料、水道料、ガス代などの燃料等の費用です
23 保 険 料	15,650	97.9	102.9	火災保険料、店舗賠償責任保険、傷害保険料等です
24 委 託 料	531,051	100.4	110.1	電算委託料、個配配送、庫内作業委託料などです
25 分 担 費	55,857	100.5	102.5	コープ九州事業連合の事業経費の会員生協分担金です
26 研 修 採 用 費	17,052	69.9	127.9	役職員の研修費用等、職員の募集・採用費用です
27 調 査 研 究 費	2,020	66.4	75.1	新聞・書籍等の購入費用、商品検査に費やした費用などです
28 会 議 費	10,722	89.1	100.8	総代会、理事会、内局会議に要する会場費、交通費などです
29 諸 会 費	8,611	112.6	111.1	日本生協連など加盟団体に支払う会費です
30 渉 外 費	1,307	143.4	104.6	他生協・仕入先、他団体への慶弔見舞金、渉外・接待費用などです
31 租 税 公 課	64,921	103.7	102.1	固定資産税、都市計画税、不動産取得税、印紙代などです
32 通 信 交 通 費	71,356	98.1	163.6	電話代、郵便料金、会議出張費、市内交通費などです
33 雑 費	201	4.3	25.0	上記科目以外の費用です
物 件 費 計	2,123,378	97.0	103.5	物にかかわる経費の合計です
事 業 経 費 計	4,902,786	99.0	103.3	人件費、物件費の合計です

注）記載事項については、表示単位未満の端数がある場合はこれを切り捨てています。

<資料>

2026年度上期事業所別損益概況

事業所名 (単位)	供給高 (百万円)	前年比 (%)	利用者数 (人)	前年比 (%)	1人当利用 (円)	前年比 (%)	事業剰余 (百万円)	経常剰余 (百万円)
松元センター	1,485	99.7	289,443	97.4	22,425	102.3	133	48
加世田センター	424	99.3	99,415	97.1	18,657	102.2	31	8
指宿センター	382	98.5	84,157	98.8	19,842	99.6	30	8
鹿屋センター	620	99.4	143,691	98.8	18,865	100.7	45	11
岩川事務所	330	101.0	76,664	99.3	18,840	101.7	27	10
川内センター	586	99.4	138,981	99.7	18,443	99.7	42	9
阿久根事務所	383	101.0	87,323	98.3	19,181	102.7	34	14
始良センター	1,163	100.0	250,442	98.7	20,300	101.3	115	51
伊佐センター	401	101.6	107,347	100.1	16,351	101.5	23	0
鹿児島センター	1,404	98.9	273,847	98.2	22,421	100.7	133	56
離島特販	480	98.1	73,688	96.2	28,483	101.9	9	△ 16
無店舗計	7,662	99.6	1,624,998	98.4	20,607	101.2	626	203
コープ紫原	437	104.4	226,458	101.6	1,933	102.7	10	△ 8
コープ谷山	330	100.0	188,833	97.6	1,751	102.5	7	△ 7
コープ南谷山	532	102.1	283,555	99.8	1,878	102.3	7	△ 16
コープ田上	520	100.1	270,128	98.9	1,927	101.3	26	△ 1
コープ西陵	351	103.8	181,867	100.7	1,934	103.1	5	△ 9
コープ城西	965	132.7	384,343	125.7	2,512	105.5	43	△ 1
コープ荒田	714	101.4	329,056	98.5	2,171	103.0	39	5
コープ吉野	551	102.2	239,806	98.4	2,300	103.9	19	△ 6
コープ玉竜	204	100.8	124,457	97.9	1,642	102.9	△ 5	△ 12
コープ川内	929	103.4	408,059	101.6	2,278	101.8	61	16
コープ指宿	416	95.2	195,364	94.5	2,133	100.7	1	△ 14
コープかのや	538	99.6	256,385	99.4	2,100	100.3	20	△ 6
コープかせだ	454	98.1	213,247	96.3	2,131	101.9	8	△ 12
コープしぶし	305	102.2	179,082	101.4	1,705	100.8	△ 5	△ 16
コープ国分	749	98.6	327,099	96.3	2,292	102.4	48	13
コープ始良	537	103.2	271,608	101.0	1,978	102.2	28	0
コープ出水	479	106.0	243,398	103.3	1,971	102.7	27	1
コープ伊集院	426	103.2	206,171	100.0	2,069	103.2	8	△ 9
コープ宇宿	665	102.8	272,201	99.7	2,443	103.1	19	△ 8
店舗計	10,111	103.8	4,801,117	101.0	2,106	102.8	373	△ 96

注)①記載事項については、表示単位未満の端数がある場合はこれを切捨てしています。

②一人当利用高は、無店舗は利用者の月当利用高です。店舗は1回当の利用高です。

③昨年、リニューアルのためコープ城西店が24日間閉店しています。

④無店舗の配達日数は、昨年同数です。

内閣総理大臣 高市 早苗 殿
農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

食料自給率向上と米政策の充実に関する要望書

私たちは、我が国の食料安全保障を強化し、将来にわたり安定的に食料を供給できる体制を確立するため、食料自給率の向上と米政策の充実について、下記のとおり要望します。

【要望趣旨】

農林水産省が2026年8月7日に公表した令和7年（2025年）度の食料自給率は、カロリーベースで37%となり、前年度から1ポイント低下しました。2025年には政府備蓄米約60万トンが市場に放出されたものの米価の高騰は続き、国民1人当たりの米の消費量は53.3kg/年から52.0kg/年へ減少しました。

また、令和7年（2025年）産米は、転作の進行や豊作が重なった結果、2026年6月末時点の民間在庫量は243万トンに達し、過去最高となっています。現状が続けば余剰在庫が米価に反映され、令和8年（2026年）産米のJAが示す概算金は、食料システム法施行に伴い提示された米のコスト指標の2万535円/60kgを大きく下回ると予想されています。

このままでは、米の生産農家はもちろん、集荷業者や卸売業者も離農や廃業の危機に直面し、これまでほぼ100%国産で自給できていた米の生産の将来展望が大きく損なわれる恐れがあります。

【要望事項】

1. 食料自給率を2030年までに45%とする国家目標を、より一層明確にすること

2025年4月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、令和12（2030）年度を目標年度とする総合食料自給率の目標を45%（供給熱量ベースの食料国産率54%）としました。食料自給率の向上を中長期の国家目標として明確に位置付け、年度ごとの検証と改善策を示してください。

2. 米の安定生産、安定供給、安定価格を支える政策を拡充すること

米農家は資材の高騰や肥料・農薬の価格上昇などにより、厳しい経営環境にあります。一方、消費者も物価高で厳しい生活環境に置かれています。米農家が安心して生産でき、消費者が安心して購入できる状況を実現し、生産・供給・価格を安定化させるために、政府が積極的に関与してください。

3. 国産米の需要拡大を進めること

今回の米騒動でミニマムアクセス米以外に民間輸入量が増え、外米輸入量は103.1万トンと初めて100万トンを超えました。安い輸入米が業務用や加工用を中心に浸透してきています。食用米の消費減少が進む中で、主食である米の国内生産拡大策を強化し、国産米の利用を推進してください。

食料は国民生活の基盤であり、米政策はその中核です。世界情勢や気候変動の影響が強まる中、国内農業と水田を守り食料自給率を高める政策を着実に実行されるよう強く要望します。

2026年8月27日
生活協同組合コープかごしま
第29期理事会

生活協同組合コープかごしま定款

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は生活協同組合コープかごしまという。

(事 業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入しこれを加工し、若しくは、加工しないで又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設（第5号に掲げるものを除く。）を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員のための自動車運送取扱い事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
- (6) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (7) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この組合の区域は、鹿児島県の全地域とする。

(事業所の所在)

第5条 この組合は事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第二章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。
- 3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
- 4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書きの規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。
- 5 この組合は組合員となったものについて組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員になろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金（出資第1回の払込み金）の払込みをしなければならない。
- 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金（出資第1回の払込み金）の払込みをしたときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏

名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を3年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- 3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に組合員に対する年1回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- 4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行った時は、その結果について総代会に報告するものとする。
- 5 第3項の手続き等は規約に定める。

(法定脱退)

第11条 組合員は次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除 名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業（施設）を利用しないとき
- (2) 出資の払込み（供給物資の代金又は利用料の支払）を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- 2 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払い戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払い戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
- (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出 資)

第14条 組合員は出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は1,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

- 2 出資口数を増加しようとする組合員は、この組合の定める出資口数増加申込書に、増加しようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

(出資口数の減少)

- 第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに、減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- 2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでにその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払い戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第三章 役 職 員

(役 員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- ①理事 15人以上 40人以内
②監事 5人以上 7人以内

(役員を選任)

- 第19条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。
- 2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選任することができる。
- 3 組合員以外の者のうちから監事を選任する場合は、その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、若しくは執行役若しくは使用人でなかったこととする。
- 4 理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

- 第21条 理事の任期は2年、監事の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし再選を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1)組合の理事又は使用人
(2)組合の子会社等の取締役又は使用人

(役員責任)

- 第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- (1)責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
(2)前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3)責任を免除すべき理由及び免除額

- 7 理事は、第2項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。
- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
- (1) 理事 次に掲げる行為
- イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 虚偽の登記
- ハ 虚偽の公告
- (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- 11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1)理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。
- (2)この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- (3)理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までに、その役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

- 第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示したものでなければならない。
- 2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
- 3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

- 第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。
- 2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(会長・理事長・専務理事及び常務理事)

- 第28条 理事は、理事長及び専務理事を理事会に於いて互選する。ただし、必要に応じて会長、常務理事を互選することができる。
- 2 会長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を総理する。

- 3 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は理事をもって組織する。

- 2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別に定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総代会の招集並びに総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事的全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 規約
- (3) 理事会の議事録
- (4) 総代会の議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）
- 2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 この組合は、組合員又は組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれ

を拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社等に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社等は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総代会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の不正行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

- (1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合
- (2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

- 2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任する。

- 3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。
- (職員)
- 第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。
- 2 職員の服務、給与その他職員に関し、必要な事項は規則で定める。

第四章 総代会

- (総代会の設置)
- 第43条 この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。
- (総代の定数)
- 第44条 総代の定数は、500人以上600人以内に於いて総代選挙規約で定める。
- (総代の選挙)
- 第45条 総代は総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。
- (総代の補充)
- 第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。
- (総代の職務執行)
- 第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。
- (総代の任期)
- 第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。
- 3 総代は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。
- (総代名簿)
- 第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。
- (通常総代会の招集)
- 第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。
- (臨時総代会の招集)
- 第51条 臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。
- (総代会の招集者)
- 第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
- 2 理事長及びその職務を代行する理事がいなく、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。
- (総代会の招集手続)
- 第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。
- 2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
- 3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。
- 4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
- 5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。
- (総代会提出議案及び書類の調査)
- 第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。
- (総代会の会日の延期又は続行の決議)
- 第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続

- 行することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。
- (総代会の議決事項)
- 第56条 この定款に特別の定めのあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。
- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資1口の方の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他団体への加入又は脱退であつて、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前条の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第53条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であつて軽微かつ緊急を要する事項については、この限りではない。
- (総代会の成立要件)
- 第57条 総代会は、総代の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 2 前項に規定する数の総代の出席のないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内に、さらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。
- (役員の説明義務)
- 第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に關しないものである場合
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合員に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
- (議決権及び選挙権)
- 第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。
- (総代会の議決方法)
- 第60条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代の中からその都度選出する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。
- (総代会の特別議決方法)
- 第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転
- (5) 第23条第5項に規定する役員の責任の免除
- (議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)
- 第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあ

った事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行使するものは、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第66条及び第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、2人までの総代を代理することができる。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があつた場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。
- 3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
- 4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会運営規約)

第66条 この定款で定めるもののほか、総代会の運営に関し必要な事項は、総代会運営規約で定める。

第五章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、生鮮品、米穀、酒、煙草、食塩、衣料品、燃料、切手、印紙、医薬品、化粧品、家庭雑貨、家具、電気器具、文房具、書籍、飲物とする。

- 2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、文化事業施設、理容施設、美容施設、保育施設及びクリーニングとする。
- 3 第3条第3号に規定する自動車運送取扱い事業は、道路運送法第2条第4項に掲げる事業とする。
- 4 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、学生総合共済事業及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自動車総合補償共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。
- 5 第3条第5号に規定する福祉に関する事業は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業とする。
- 6 第3条第6号に規定する組合員の生活及び文化の向上を図

る事業の内容は、講演、講習、見学、出版、スポーツ大会、レクリエーション活動、商品テスト、プレイガイドとする。

7 第3条第7号にもとづく教育事業は次の通りとする。

ア) 組合員の生活改善に関する知識の向上を図る事業

イ) 組合従業員の生活改善に関する知識の向上を図る事業

ウ) 一般市民に対する生活思想の啓発を図る事業

第六章 会 計

(事業年度)

第69条 この組合の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第70条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(医療福祉等事業の区分経理)

第72条 この組合は、次に掲げる事業（以下、「医療福祉等事業」という。）に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

(1) 法第50条の3第3項の規定に基づき区分経理しなければならない事業

イ 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業

ロ 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業

(2) 区分経理に含める事業（(1)を除く。）

イ 自主的に行なう訪問介護サービス事業

(法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補にあてるべき金額を控除した金額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補にあてる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第7号に定める事業の費用にあてるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(医療福祉等事業の積立金)

第75条 この組合は、医療福祉等事業に関し、剰余がある場合については、医療福祉等事業積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による医療福祉等事業積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(剰余金の割戻し)

第76条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第77条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお、剰余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは各事業年度における組合員の組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度、利用した事業の種類別及び分量を証する領収書等を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の種類別ごとの総額がこの組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について、総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻しを行うこと及び事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書等を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積み立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書等によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。
- (出資金に応ずる割戻し)
- 第78条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 2 出資配当は、各事業年度の終わりににおける組合員の払込済出資額に応じて行う。ただし、事業年度内の組合員毎のいちじるしい出資額の異動については、毎月末日を計算期日とする。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 前項の請求があったときは、この組合は遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第79条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第80条 この組合は、剰余金については、第76条の規定により組合員への割戻しを行った後に、なお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第81条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第82条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第83条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第七章 解 散

(解 散)

第84条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 行政庁の解散命令
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定

2 この組合は、前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が100人未満になったときは解散する。

3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、且つ公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第85条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に分配する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、この議決によるものとする。

第八章 雑 則

(公告の方法)

第86条 この組合の公告は、以下の方法で行う。

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法
- (2) 電子公告による方法
- (3) 官報に掲載する方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)(2)に規定する方法により行うものとする。

3 第1項において、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による広告ができない場合は、南日本新聞に掲載して行う。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第87条 この組合が組合員に対して行う通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第88条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(執行期日)

- 1 この定款は、この組合成立の日から施行する。
(成立当初の役員の任期)
- 2 この組合の成立当初における役員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年を超えてはならない。
(成立当初の事業年度)
- 3 この組合の成立の日の属する事業年度は第69条にかかわらず、この組合の成立の日から翌年の3月31日までとする。
- 4 この定款は1979年2月14日より施行する。(第4条区域の改訂)
この定款は1979年12月13日より施行する。(第4条区域の改訂)
この定款は1980年3月7日より施行する。(第2条名称の改訂)
この定款は1981年4月14日より施行する。(第27条役員の定数他の改訂)
この定款は1983年7月9日より施行する。(第4条区域、第33条理事長及び専務理事の改訂)
この定款は1986年2月28日より施行する。(第3条事業、第65条事業の品目等の改訂)
この定款は1987年12月14日より施行する。(第3条事業、第27条役員定数、第65条事業の品目等の改訂)
この定款は1992年1月1日より施行する。(第2条名称、第3条共済事業等の改訂)
この定款は1994年2月16日より施行する。(第43条総代定数、第66条共済掛金の最高限度額の改訂)
この定款は1998年6月18日より施行する。(第33条理事長・副理事長及び専務理事、第65条事業の品目等第4項の改訂)
この定款は1999年11月17日より施行する。(第3条事業、第38条定款等の備えつけ及び書類の提出、第65条事業の品目等の改訂)
この定款は2000年7月19日より施行する。(第3条事業、第20条教育事業繰越金、第22条利用分量に応ずる割りもどし、第23条出資金に応ずる割りもどし、第30条役員の任期、第30条の2役員の兼職禁止、第31条役員の責任、第32条の2役員の報酬、第34条理事会、第34条の2理事会招集手続、第36条理事会の成立要件、第36条の2理事会の議決方法、第36条の3理事会の議事録、第37条書面による理事会への出席、第38条定款等の備えつけ及び書類の提出、第39条の2監事による調査、第39条の3理事の報告義務、第39条の4組合員の調査請求、第44条の2総代の職務執行、第46条の2総代名簿、第52条総代会の議決事項、第55条総代会の議決方法、第57条議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使、第61条総代会の規定の準用、第65条事業の品目等、第65条の2財務処理、第68条削除の改訂)
この定款は2002年6月27日より施行する。(第65条4項第1号への手術の追加、同第3号へのこども共済の追加、同第65条第6項への児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法の追加、第66条第2項へのこども共済の追加と金額変更の改訂)
この定款は2003年6月19日より施行する。(第10条2～5項「みなし自由脱退」の新設、第21条第1項の剰余金の割戻しの総括規定の設置、第22条の利用割戻しの規定整理、第23条の出資配当の規定整理、第33条第4項の専務理事への「代表する」の追加、第37条第3項の理事会における書面議決と選挙に関わる事項の規則との関連整理、第39条第2項の「全ての監査結果」の総代会への報告の明記、第57条第3項の総代会への書面議決と選挙に関わる事項の規約との関連整理、第69条の厚生労働大臣への変更の改訂)
この定款は2004年6月29日より施行する。(第66条2項の文字使いの整理、こども共済事業の共済掛金額の最高限度の変更の改訂)
この定款は2005年6月17日より施行する。(第66条2項の共済事業の共済掛金額の最高限度の変更の改訂)
この定款は2006年6月9日より施行する。(第66条2項のこども共済事業の共済掛金額の最高限度の変更の改訂、第65条6の障害者自立支援法の追記)
この定款は2008年7月15日より施行する。
この定款は2009年3月2日より施行する。(第68条事業の品目等の改訂、第69条共済掛金及び共済金の削除、第70条財務運用の基準の削除、第71条共済事業規約の削除、第75条共済事業の経理区分の削除、第77条他の経理への資金運用の禁止の削除、条文削除に伴う条数の繰り上げ、変更)
この定款は2009年12月22日より施行する。(第79条の端数

処理の四捨五入から切り捨てへの変更の改訂)

この定款は2011年7月16日より施行する。(第68条事業の品目第4項に終身共済事業の追加)

この定款は2013年7月16日より施行する。(第42条の役職員の定数を模範定款例に準拠し削除、第68条と第72条項に法律名の変更に伴う変更の改訂)

この定款は2021年7月6日より施行する。(第3条事業の第5項組合員の旅行に関する事業を削除、第23条役員の責任の第10項第1号のイを日本生活協同組合連合会の条番号改定に伴い引用箇所項番号の変更、第68条事業の品目等の第4項に学生総合共済事業、全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業、自動車総合補償共済事業を追記、第68条事業の品目等の第5項を削除)

この定款は2023年7月11日より施行する。(第5章第68条4項にある「全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業」の削除)

この定款は2023年9月6日より施行する。(第1章第3条2号組合員の生活に有用な協同施設(第6号)を(第5号)に変更)

この定款は2025年7月3日より施行する。(第41条顧問の条文を模範定款例に準拠し変更、第61条の総代会の特別議決方法(5)条文 第25条から第23条への変更、第74条教育事業等繰越金の条文 第3条第8号から第7号への変更、第77条利用分量に応ずる割戻しの条文 第78条第1項から第73条第1項への変更、第77条利用分量に応ずる割戻し5項条文を模範定款例に準拠し変更、第86条公告の方法の1項の(3)追加)

MEMO

協同組合のアイデンティティに関するICA声明

定義

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

【第1原則】自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意思のある全ての人々に対して開かれている。

【第2原則】組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意思決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は（一人一票という）平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

【第3原則】組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配布する。

- 準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- 協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- 組合員の承認により他の活動を支援するため

【第4原則】自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行う。

【第5原則】教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

【第6原則】協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

【第7原則】コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために活動する。

協同組合のアイデンティティに関するICA声明とは、国際協同組合同盟(ICA)が1995年のマンチェスター総会で決めた、21世紀に向けた世界の協同組合の活動指針を示す新しい協同組合の定義、価値、原則です。

